

住居確保給付金（家賃対象分）のしおり

◆ 支給要件

申請時に以下のいずれにも該当する方が対象となります。（益田市に居住する者に限る。）

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内であること。
もしくは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。（表①参照）

〈表①〉

世帯員数	基準額	世帯員数	基準額
1人	78,000円	6人	242,000円
2人	115,000円	7人	275,000円
3人	140,000円	8人	308,000円
4人	175,000円	9人	337,000円
5人	209,000円	10人	366,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が預貯金等基準額（表②参照）以下であること。

〈表②〉

世帯員数	預貯金等基準額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
（※自営業で事業再建を希望する場合は、商工会議所、商工会、よろず支援拠点等への経営相談および自立に向けた活動を行うことで求職活動に代えることができます。）
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

◆ 申請時添付書類

- 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民票等）の写し
- 2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、金融機関の通帳等の写し

◆ 支給期間

原則3月とする。

ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により、3月ごとに9月までの範囲内で支給期間を延長することができる。

◆ 再支給

従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、一定の要件を満たす場合は再支給の申請をすることができる。